



名古屋市議会の議員の議員報酬の額を市民参加・市民公開で検討し定める条例

(目的)

第1条 この条例は、名古屋市議会の議員の議員報酬（以下「議員報酬」という。）に関して、民意を反映した適正な額に定めることによって、議員が、名古屋市議会基本条例（平成22年名古屋市条例第14号。以下「議会基本条例」という。）の定める議員の活動原則を踏まえた、真に市民の代表としてふさわしく活動することを保障することを目的とする。

(報酬調査検討会)

第2条 議会は、議員報酬の額に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会基本条例第16条第1項の規定による民意を聴取するため、名古屋市会議員報酬調査検討会（以下「検討会」という。）を設置し、定めるべき議員報酬の額について、必要な調査をさせるものとする。

(検討会の構成及び選出)

第3条 検討会は、議会基本条例第16条第3項に規定する考慮に必要な知見を有する学識経験者（以下「学識委員」という。）及び公募により選出される名古屋市民（名古屋市会議員を除く選挙人名簿登録者に限る。以下「公募委員」という。）からなる委員10名以内をもって構成する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 学識委員及び公募委員は、議長が委嘱する。

(検討会の調査)

第4条 検討会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、検討会が議会基本条例第16条第3項の趣旨を踏まえた客観的・多面的な調査を行えるよう、会務を総理する。

3 検討会は会長が招集し、委員の半数以上の出席により開催する。

4 検討会の会議は、公開するものとする。

(公募委員の役割)

第5条 公募委員は、検討会の調査に市民意識を反映させるため、客観的・多面的な調査をふまえて、調査に協力し、発言する。

(検討会の調査結果の取りまとめ及び報告)

第6条 会長は、議員報酬の額について、検討会の調査結果を取りまとめ、議会に報告する。

(検討会の報告の尊重)

第7条 議会は、検討会の報告を尊重し、議員報酬の額について、速やかに議員報酬の額に関する条例を制定し、又は改廃するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、議員報酬に関して、名古屋市会議員報酬調査検討会を設置して調査をさせ、民意を反映した適正な額とする必要があるによる。